

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年 3 月18日
【計算期間】	第12期 （自 平成19年12月19日 至 平成20年12月18日）
【ファンド名】	店頭株グロース・オープン
【発行者名】	日興アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 ビリー・ウェード・ワイルダー
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂九丁目 7 番 1 号
【事務連絡者氏名】	犬伏 貴民
【連絡場所】	東京都港区赤坂九丁目 7 番 1 号
【電話番号】	03-6447-6147
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

わが国のジャスダック証券取引所上場株式（これに類する新興企業市場において取引される株式を含みます。）に投資を行ない、信託財産の成長をはかることを目標として運用を行ないます。

ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
	海 外	債 券 不動産投信
追加型投信	内 外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

国内

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
株式	年 1 回	グローバル
一般		
大型株	年 2 回	日本
中小型株		
	年 4 回	北米
債券		
一般	年 6 回	欧州
公債	(隔月)	
社債		アジア
その他債券	年12回	
クレジット属性	(毎月)	オセアニア
()		
	日々	中南米
不動産投信		
	その他	アフリカ
その他資産	()	
()		中近東 (中東)
資産複合		
()		エマージング
資産配分固定型		
資産配分変更型		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

株式 中小型株

目論見書または投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。

年 1 回

目論見書または投資信託約款において、年 1 回決算する旨の記載があるものをいいます。

日本

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記は、社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

ファンドの特色

わが国のジャスダック証券取引所上場株式（これに類する新興企業市場において取引される株式を含みます。）の中から、中長期的に成長が期待できる企業および業績の回復が見込める企業の株式に投資を行ないます。

- ・わが国のジャスダック証券取引所は、上場企業の増加と上場企業の多様化によりさらなる発展が期待されます。また、ジャスダック証券取引所上場企業は東京証券取引所第一部上場企業に比べ企業規模が小さく、社会構造の変化に柔軟に対応することなどによって、大きな成長を遂げる可能性を秘めています。
- ・当ファンドは、わが国のジャスダック証券取引所上場株式の中から、ボトムアップ・アプローチを基本として銘柄を選別し、中長期的に成長が期待できる企業および業績の回復が見込める企業の株式に厳選投資を行ないます。

< 銘柄選定方法 >

- 1) ボトムアップ・アプローチを基本とします。

ボトムアップ・アプローチとは、ファンドマネージャー、企業調査アナリストが直接企業訪問するなどして行なった調査に基づき、個別銘柄を分析する手法です。

- 2) ポートフォリオ構築は厳選投資の態度で臨みます。

ポートフォリオ構築にあたっては、厳選投資の態度で臨み、組入銘柄数は原則として50～100銘柄程度とします。なお、組入銘柄の見直しは、企業調査の結果などをもとに、随時行ないます。

< 株式組入比率操作 >

株式組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

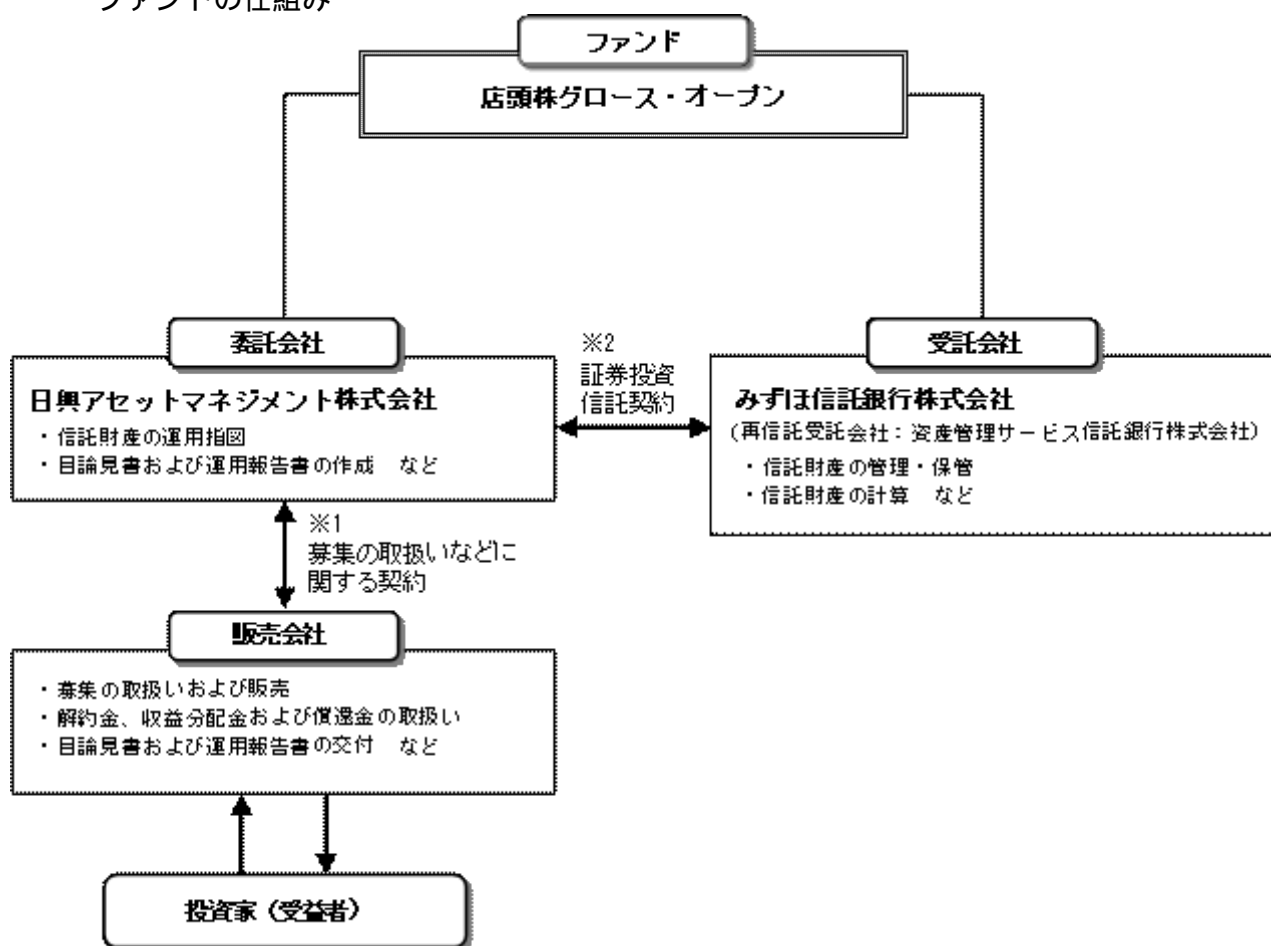
市況動向および資金動向などにより、上記のような運用ができない場合があります。

信託金限度額

- ・500億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（２）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの、販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの、運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

委託会社の概況（平成21年１月末現在）

- 1) 資本金
16,403百万円
- 2) 沿革
昭和34年：日興証券投資信託委託株式会社として設立
平成11年：日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更
- 3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
日興シティホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目３番１号	107,570,100株	58.14%
NAMホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目７番３号	69,170,000株	37.38%

2 【投資方針】

（１）【投資方針】

- ・わが国のジャスダック証券取引所上場株式（これに類する新興企業市場において取引される株式を含みます。）の中から、直接会社訪問を行なうなどのボトムアップ・アプローチを基本として、今後成長が期待できる企業および業績の回復が見込める企業の株式を選別します。
- ・ポートフォリオ構築にあたっては、厳選投資の態度で臨みます。なお、組入銘柄の見直しは、企業調査の結果などをもとに随時行ないます。
- ・株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ・株式以外の資産への投資割合は、原則として、信託財産の総額の50%以下とします。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができ

ない場合があります。

(2) 【投資対象】

わが国のジャスダック証券取引所上場株式を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 有価証券
- 2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第 2 条第20項に規定するものをいい、約款第19条、第20条および第21条に定めるものに限り、ます。）
- 3) 金銭債権
- 4) 約束手形
- 5) 為替手形

主として次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

- 1) 株券または新株引受権証券
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
- 7) コマーシャル・ペーパー
- 8) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 9) 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、2) ～ 8) の証券の性質を有するもの
- 10) 投資法人債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第11号で定めるものをいいます。）で投資法人債券に類する証券
- 11) オプションを表示する証券または証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り、ます。）
- 12) 預託証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第20号で定めるものをいいます。）
- 13) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、ます。）
- 14) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

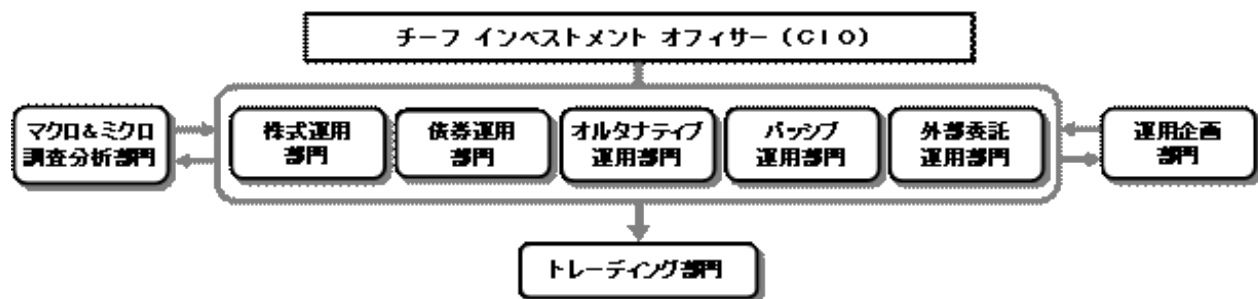
次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの

次の取引ができます。

- 1) 信用取引
- 2) 先物取引等
- 3) スワップ取引
- 4) 金利先渡取引
- 5) 有価証券の貸付
- 6) 資金の借入

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



取締役会・エグゼクティブコミッティー など

■ 運用方針の策定

投資委員会
(基本方針の策定)

国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。

各運用部門
(運用方針の策定)

投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。

■ 運用の実行

各運用部門のファンドマネージャー
(ポートフォリオの構築・管理)

個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。

発注政策委員会

- ・発注方針の決定
- ・社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者の決定 など

トレーディング部門
(売買執行)

発注政策委員会の決定のもと、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。

内部監査関連部門 (5名程度)

- ・運用を含む社内業務に係る内部管理態勢の妥当性の検証・評価
- ・監査結果の取締役会への報告および指摘事項是正の事後点検 など

リスク管理関連部門 (20名程度)

- ・運用行為に関連する信用リスク、事務リスクの管理およびモニタリング業務
- ・運用実績の評価・分析 など

コンプライアンス関連部門 (20名程度)

- ・運用における法令諸規則などの遵守状況の管理に関する業務 など

運用分析会議

- ・運用状況について運用パフォーマンスの評価・分析などの審議
- ・運用改善勧告 など

運用リスク分科会

- ・運用リスク管理態勢の取りまとめ
- ・運用リスクの測定、モニタリングおよび管理手法の構築 など

「受託会社」に対しては、日々の純資産照会、月次の勘定残高照会などを行なっております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行っており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

上記体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】**収益分配方針**

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

- 1) 分配対象額の範囲
経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。
- 2) 分配対象額についての分配方針
分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- 3) 留保益の運用方針
収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

収益分配金の支払い

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

（５）【投資制限】**約款に定める投資制限**

- 1) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。
- 2) 同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 3) 投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所が開設する市場に上場（金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以下同じ。）されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。また、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、投資することを指図することができるものとします。
- 4) 外貨建資産への投資は行ないません。
- 5) 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 6) わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。
- 7) わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- 8) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 9) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、当ファンドの信託期間をこえないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 10) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - イ) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - ロ) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- 11) 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴う支払資金の手当て（解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。
 - イ) 解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定

している資金の額の範囲内

ロ）再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

ハ）借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内

二）解約に伴なう支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

ホ）再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

法令による投資制限

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

- ・当ファンドは、主に株式など値動きのある証券を投資対象としているため、基準価額は変動します。特に投資する中小型株式や新興企業の株式は、株式市場全体の平均に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。したがって、元金を割り込むことがあります。
- ・当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- ・信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。取得申込者は、ファンドの投資目的およびリスク要因を十分に認識することが求められます。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

一般に株式の価格は、国内および国外の経済・政治情勢などの影響を受け変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。

流動性リスク

市場規模や取引量が少ない場合、組入銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できず、不測の損失を被るリスクがあります。

信用リスク

一般に投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。

<その他の留意事項>

・システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により閉鎖されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。また、一時的に取得・換金ができなくなることもあります。

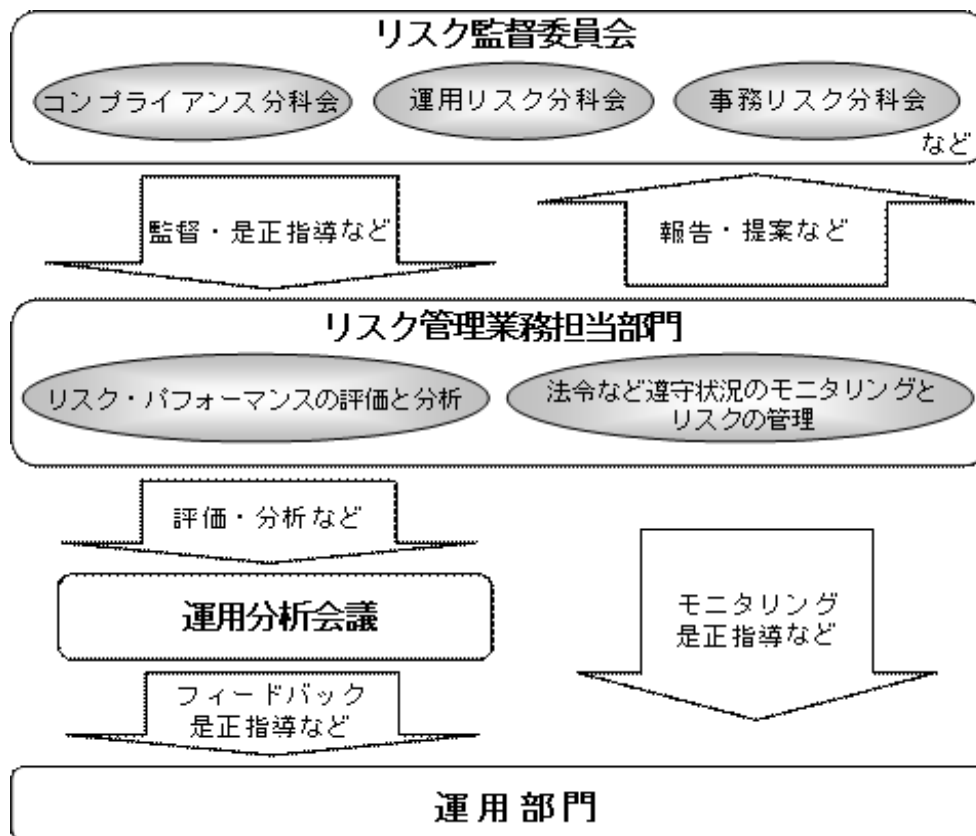
・解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動に関する事項

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有証券を大量に売却することがあります。その際に基準価額が大きく変動する可能性があります。

・法令・税制・会計方針などの変更に関する事項

ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

(2) リスク管理体制



■ 全体的リスク管理

当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスクマネジメント部を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況およびリスク管理状況については、リスクマネジメント部が事務局を務めるリスク監督委員会、およびその分科会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。本委員会およびその分科会においては、各種リスク（運用リスク、事務リスク、システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告に加えて、重大なリスクの洗い出し、より予防的なリスクの軽減に繋がる施策、管理手法の構築などに努めております。

■ リスク・パフォーマンスの評価と分析

ファンド財産について運用状況の評価・分析と運用プロセスおよびリスク運営状況のモニタリングを行ないます。運用パフォーマンスおよびリスクに係る評価と分析の結果を運用分析会議に報告し、問題点については運用部門に原因の究明と是正指導を行ないます。

■ 法令など遵守状況のモニタリングとリスクの管理

法令・諸規則、信託約款などの遵守状況とリスク管理状況のモニタリングを行ないます。その結果については運用リスク分科会などで報告し運用部門に是正指導を行なうなど、適切に管理・監督を行ないます。

上記体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.15%（税抜3%）が上限となっております。
- ・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。
- ・償還乗換、乗換優遇に関わる手数料の取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

(2)【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年1.596%（税抜1.52%）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分

信託報酬の配分は、以下の通りとします。

信託報酬率（年率）			
合 計	委託会社	販売会社	受託会社
1.596% (1.52%)	0.546% (0.52%)	0.945% (0.90%)	0.105% (0.10%)

括弧内は税抜です。

支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

(4)【その他の手数料等】

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および先物・オプション取引などに要する費用。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用（日々、計上されます。）。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、解約に伴う支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

* 監査費用、売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

- ・収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得として、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれます（原則として、確定申告不要。なお、確定申告により、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することも可能。）。
- ・ただし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間に限り、1年間に受け取る普通分配金を含む上場株式等の配当等（5%以上保有の大口個人株主等が受け取る配当等は除きます。）の合計額が100万円（年間1銘柄あたり1万円以下のものは除きます。）以下の場合には、10%（所得税7%および地方税3%）の軽減税率による源泉徴収が行なわれます（原則として、確定申告不要）。なお、当該合計額が100万円を超える場合には確定申告が必要となり、申告分離課税を選択した場合、100万円を超える部分については20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用されます。

2) 解約金および償還金に対する課税

- ・解約時および償還時の差益（譲渡益）は譲渡所得として、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要です。なお、「源泉徴収あり」の特定口座については、源泉徴収が行なわれます（原則として、確定申告不要）。
- ・ただし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間に限り、1年間の解約時および償還時の譲渡所得を含む上場株式等の譲渡所得等の合計額が500万円以下の場合には、10%

（所得税7%および地方税3%）の軽減税率が適用されます。なお、当該合計額が500万円を超える場合には、「源泉徴収あり」の特定口座についても確定申告が必要となり、500万円を超える部分については20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用されます。

解約時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告により、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等（申告分離課税を選択したものに限り、）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）については、上場株式等の譲渡損と損益通算が可能です。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

- ・収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、軽減税率が適用され、7%（所得税のみ）の税率による源泉徴収となります。
- ・源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。上記の7%（所得税のみ）の税率は、平成21年4月1日以降は15%（所得税のみ）の税率となります。

2) 益金不算入制度の適用

原則として、益金不算入制度が適用されます。

個別元本

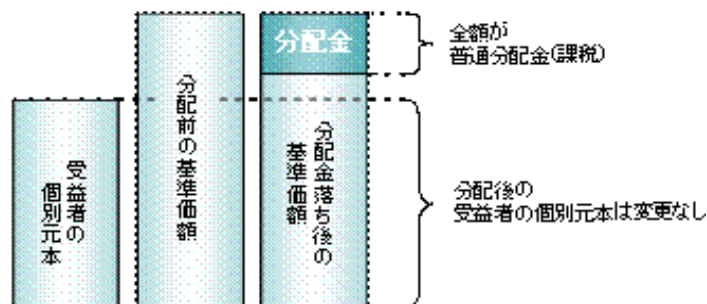
- 1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

普通分配金と特別分配金

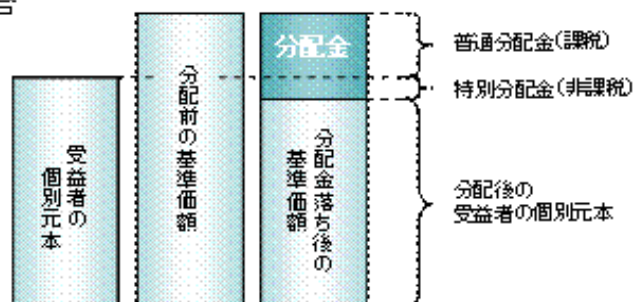
- 1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
- 2) 受益者が収益分配金を受け取る際
 - イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
 - ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が特別分配金となり、収益分配金から特別分配金を控除した金額が普通分配金となります。
 - ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

５【運用状況】

以下の運用状況は平成20年12月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

投資資産の種類	時価（千円）	投資比率（％）
株式	2,099,541	96.80
日本	2,099,541	96.80
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	69,355	3.20
純資産総額	2,168,897	100.00

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ 評価額上位銘柄明細

< 株式 >

通貨 国・地域	種類 業種	銘柄名	数量又は 券面総額	簿価単価(円) 評価単価(円)	簿価額(円) 評価額(円)	投資比率(%)
日本円 日本	株式 情報・通信業	ヤフー	4,700	34,750 36,500	163,325,000 171,550,000	7.91
日本円 日本	株式 サービス業	楽天	3,000	51,000 57,000	153,000,000 171,000,000	7.88
日本円 日本	株式 情報・通信業	ジュピターテレコム	1,150	85,500 93,600	98,325,000 107,640,000	4.96
日本円 日本	株式 サービス業	日本M&Aセンター	235	469,000 435,000	110,215,000 102,225,000	4.71
日本円 日本	株式 情報・通信業	A C C E S S	400	205,200 247,700	82,080,000 99,080,000	4.57
日本円 日本	株式 銀行業	セブン銀行	270	329,000 343,000	88,830,000 92,610,000	4.27
日本円 日本	株式 小売業	スタートトゥデイ	280	294,500 310,000	82,460,000 86,800,000	4.00
日本円 日本	株式 情報・通信業	ソネットエンタテインメント	340	231,600 223,700	78,744,000 76,058,000	3.51
日本円 日本	株式 情報・通信業	フリービット	140	490,000 460,000	68,600,000 64,400,000	2.97
日本円 日本	株式 電気機器	アクセル	200	355,000 308,000	71,000,000 61,600,000	2.84
日本円 日本	株式 情報・通信業	デジタルガレージ	700	81,900 80,200	57,330,000 56,140,000	2.59
日本円 日本	株式 卸売業	日本風力開発	210	265,600 266,000	55,776,000 55,860,000	2.58
日本円 日本	株式 その他金融業	大阪証券取引所	140	421,000 396,000	58,940,000 55,440,000	2.56
日本円 日本	株式 小売業	日本マクドナルドホールディングス	28,000	1,941 1,800	54,348,000 50,400,000	2.32
日本円 日本	株式 サービス業	ぐるなび	209	238,300 238,100	49,804,700 49,762,900	2.29
日本円 日本	株式 その他製品	フルヤ金属	6,000	8,110 7,980	48,660,000 47,880,000	2.21
日本円 日本	株式 サービス業	G C A サヴィアングループ	225	249,000 211,500	56,025,000 47,587,500	2.19
日本円 日本	株式 機械	藤商事	500	89,500 92,200	44,750,000 46,100,000	2.13
日本円 日本	株式 電気機器	フェローテック	40,000	947 1,117	37,880,000 44,680,000	2.06
日本円 日本	株式 卸売業	J P ホールディングス	150	295,000 295,000	44,250,000 44,250,000	2.04
日本円 日本	株式 不動産業	リロ・ホールディング	48,000	851 855	40,848,000 41,040,000	1.89
日本円 日本	株式 卸売業	フィールズ	280	127,500 145,900	35,700,000 40,852,000	1.88
日本円 日本	株式 機械	エヌ・ビー・シー	9,000	4,020 4,510	36,180,000 40,590,000	1.87
日本円 日本	株式 サービス業	ミクシィ	70	576,000 547,000	40,320,000 38,290,000	1.77
日本円 日本	株式 証券・商品先物取引業	マネーパートナーズグループ	540	70,900 69,600	38,286,000 37,584,000	1.73
日本円 日本	株式 情報・通信業	デジタルアーツ	550	55,500 66,900	30,525,000 36,795,000	1.70
日本円 日本	株式 情報・通信業	ザッパラス	170	210,000 210,000	35,700,000 35,700,000	1.65
日本円 日本	株式 情報・通信業	ワークスアプリケーションズ	600	55,500 53,200	33,300,000 31,920,000	1.47
日本円 日本	株式 情報・通信業	グリー	5,700	5,300 5,380	30,210,000 30,666,000	1.41

日本円 日本	株式 情報・通信業	GMOペイメントゲートウェイ	380	72,200 72,200	27,436,000 27,436,000	1.26
-----------	--------------	----------------	-----	------------------	--------------------------	------

□ 種類別及び業種別の投資比率

種類別及び業種別		投資比率（％）
株式		96.80
	情報・通信業	35.78
	サービス業	23.31
	卸売業	8.75
	小売業	7.10
	電気機器	5.20
	銀行業	4.27
	機械	4.00
	その他金融業	2.56
	その他製品	2.21
	不動産業	1.89
	証券、商品先物取引業	1.73
合計		96.80

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】
【純資産の推移】

期別	1口当たりの純資産額（円）		純資産総額（百万円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第3計算期間末（1999年12月20日）	1.1036	1.2036	22,151	24,158
第4計算期間末（2000年12月18日）	0.5104	0.5114	12,602	12,626
第5計算期間末（2001年12月18日）	0.3776	0.3776	9,665	9,665
第6計算期間末（2002年12月18日）	0.2692	0.2692	4,985	4,985
第7計算期間末（2003年12月18日）	0.4381	0.4381	6,927	6,927
第8計算期間末（2004年12月20日）	0.5947	0.5947	9,600	9,600
第9計算期間末（2005年12月19日）	0.9756	0.9756	10,292	10,292
第10計算期間末（2006年12月18日）	0.7441	0.7441	7,609	7,609
第11計算期間末（2007年12月18日）	0.5840	0.5840	4,900	4,900
第12計算期間末（2008年12月18日）	0.3192	0.3192	2,131	2,131

	1口当たりの純資産額（円）	純資産総額（百万円）
2007年12月末日	0.5861	4,904
2008年1月末日	0.5124	4,248
2008年2月末日	0.5340	4,395
2008年3月末日	0.5119	3,830
2008年4月末日	0.5138	3,817
2008年5月末日	0.5197	3,709
2008年6月末日	0.4678	3,291
2008年7月末日	0.4375	3,059
2008年8月末日	0.4158	2,876
2008年9月末日	0.3667	2,520
2008年10月末日	0.2762	1,868
2008年11月末日	0.3057	2,061
2008年12月末日	0.3258	2,168

【分配の推移】

	1口当たり税込み分配金（円）
第3計算期間（1998年12月19日～1999年12月20日）	0.1000
第4計算期間（1999年12月21日～2000年12月18日）	0.0010
第5計算期間（2000年12月19日～2001年12月18日）	0
第6計算期間（2001年12月19日～2002年12月18日）	0
第7計算期間（2002年12月19日～2003年12月18日）	0
第8計算期間（2003年12月19日～2004年12月20日）	0
第9計算期間（2004年12月21日～2005年12月19日）	0
第10計算期間（2005年12月20日～2006年12月18日）	0
第11計算期間（2006年12月19日～2007年12月18日）	0
第12計算期間（2007年12月19日～2008年12月18日）	0

【収益率の推移】

	収益率（％）
第3計算期間（1998年12月19日～1999年12月20日）	212.83
第4計算期間（1999年12月21日～2000年12月18日）	53.66
第5計算期間（2000年12月19日～2001年12月18日）	26.02
第6計算期間（2001年12月19日～2002年12月18日）	28.71
第7計算期間（2002年12月19日～2003年12月18日）	62.74
第8計算期間（2003年12月19日～2004年12月20日）	35.75
第9計算期間（2004年12月21日～2005年12月19日）	64.05
第10計算期間（2005年12月20日～2006年12月18日）	23.73
第11計算期間（2006年12月19日～2007年12月18日）	21.52
第12計算期間（2007年12月19日～2008年12月18日）	45.34

（注）各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額、以下、「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

第3計算期間中の1999年11月1日に受益権を1:2の割合で分割しました。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成8年12月27日 ファンドの信託契約締結、運用開始

平成11年11月1日 受益権を1：2の割合で分割

平成17年12月19日 信託期間の更新

（信託終了日を平成18年12月18日から平成23年12月19日へ変更）

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

（1）申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

（2）申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（3）取扱時間

原則として、正午（わが国の金融商品取引所が半休日となる場合は午前10時）までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

（4）申込金額

取得申込受付日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

（5）申込単位

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

< 委託会社の照会先 >

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

（半休日となる場合は午前9時～正午）

（6）申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

（7）受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

（8）償還乗換

- ・受益者は、証券投資信託の償還金額（手取額）の範囲内（単位型証券投資信託については、償還金額（手取額）とその元本額のいずれか大きい額とします。）で取得する口数に係る申込手数料を徴収されない措置の適用を受けることができます。この償還乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・この措置の適用を受ける受益者は、販売会社から、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求められることがあります。

（9）乗換優遇

受益者は、信託期間終了日の1年前以内などの一定の要件を満たした証券投資信託を解約または買取請求により換金した際の代金をもって、換金を行なった販売会社において、取得申込みをする場合の手数料率が割引となる措置の適用を受けることができます。この乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

< 解約請求による換金 >

（１）解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（２）取扱時間

原則として、正午（わが国の金融商品取引所が半休日となる場合は午前10時）までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

（３）解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（４）解約価額

解約請求受付日の基準価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

< 委託会社の照会先 >

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

（半休日となる場合は午前9時～正午）

（５）手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

（６）解約単位

1口単位

販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（７）解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して4営業日目からお支払いします。

（８）受付の中止および取消

・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。

・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

第3【管理及び運営】

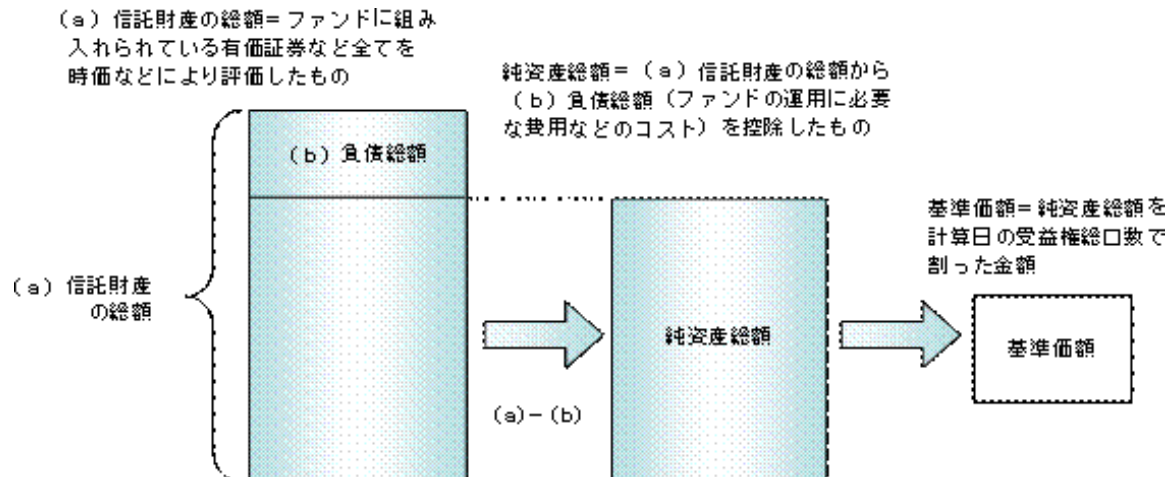
1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

< 基準価額算出の流れ >



有価証券などの評価基準

信託財産に属する資産については、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

< 主な資産の評価方法 >

国内上場株式

原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場（ジャスダック証券取引所については、同所が発表する基準値段）で評価します。

基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

< 委託会社の照会先 >

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

（半休日となる場合は午前9時～正午）

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

平成23年12月19日までとします（平成8年12月27日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

毎年12月19日から翌年12月18日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

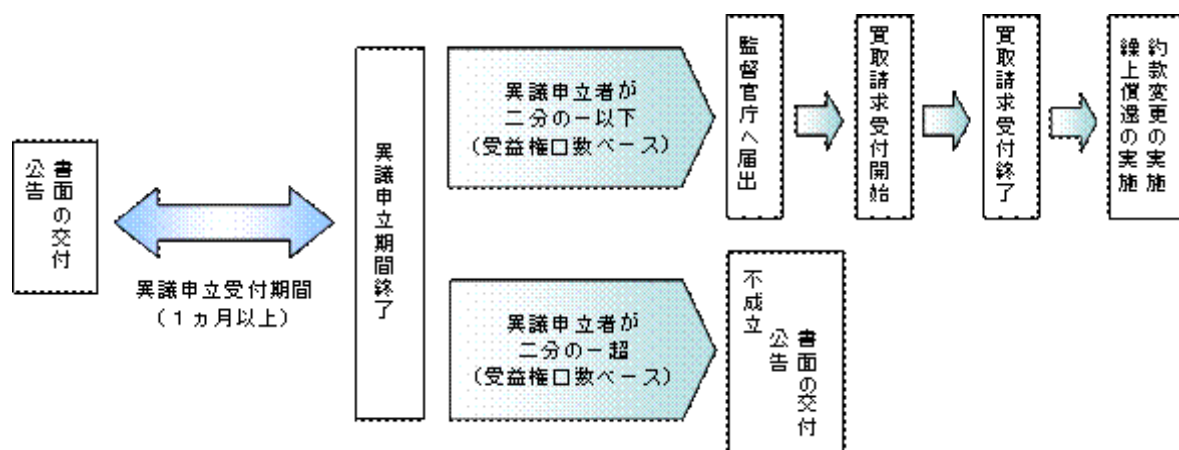
(5)【その他】

信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ) 受益者の解約により受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
 - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ハ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内（1ヵ月以上で委託会社が定めます。以

- 下同じ。)に異議を述べるすることができます。(後述の「異議の申立て」をご覧ください。)
- 4) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
- イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合
 - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき(監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。)
 - ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 5) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 償還金について
- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日まで)から受益者に支払います。
 - ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。
- 信託約款の変更
- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
- 3) この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べるすることができます。(後述の「異議の申立て」をご覧ください。)
- 4) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。
- 異議の申立て
- 1) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べるすることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。
- 2) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行なわない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
- 3) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

< 繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ >

**公告**

公告は日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

委託会社は、每期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、あらかじめ届出を受けた住所に販売会社よりお届けします。

関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、第11期計算期間（平成18年12月19日から平成19年12月18日まで）については、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しており、第12期計算期間（平成19年12月19日から平成20年12月18日まで）については、改正後の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期計算期間（平成18年12月19日から平成19年12月18日まで）及び第12期計算期間（平成19年12月19日から平成20年12月18日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

店頭株グロス・オープン

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

科目	期別	第11期	第12期
		平成19年12月18日現在	平成20年12月18日現在
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		338,766,680	44,835,661
株式		4,627,011,200	2,088,347,900
未収入金		17,206,321	32,154,422
未収配当金		3,892,000	1,345,000
流動資産合計		4,986,876,201	2,166,682,983
資産合計		4,986,876,201	2,166,682,983
負債の部			
流動負債			
未払金		33,052,336	15,022,050
未払解約金		8,453,644	74,466
未払受託者報酬		2,916,083	1,335,006
未払委託者報酬		41,409,236	18,958,027
その他未払費用		233,234	106,750
流動負債合計		86,064,533	35,496,299
負債合計		86,064,533	35,496,299
純資産の部			
元本等			
元本		4,196,240,127	3,338,708,895
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		704,571,541	1,207,522,211
（分配準備積立金）		1,389,632,911	1,099,579,802
元本等合計		4,900,811,668	2,131,186,684
純資産合計		4,900,811,668	2,131,186,684
負債純資産合計		4,986,876,201	2,166,682,983

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

科目	期別	第11期	第12期
		自 平成18年12月19日 至 平成19年12月18日	自 平成19年12月19日 至 平成20年12月18日
		金 額	金 額
営業収益			
受取配当金		58,238,450	39,681,750
受取利息		1,635,662	1,066,231
有価証券売買等損益		1,461,360,877	1,967,552,885
その他収益		43,829	2,714
営業収益合計		1,401,442,936	1,926,802,190
営業費用			
受託者報酬		6,647,796	3,476,250
委託者報酬		94,400,414	49,364,620
その他費用		531,714	277,997
営業費用合計		101,579,924	53,118,867
営業損失（ ）		1,503,022,860	1,979,921,057
経常損失（ ）		1,503,022,860	1,979,921,057
当期純損失（ ）		1,503,022,860	1,979,921,057
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		175,297,466	216,208,929
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		2,496,577,555	704,571,541
剰余金増加額又は欠損金減少額		127,839,666	-
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		127,839,666	-
剰余金減少額又は欠損金増加額		592,120,286	148,381,624
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		592,120,286	147,141,857
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-	1,239,767
分配金		-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		704,571,541	1,207,522,211

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	第11期 自 平成18年12月19日 至 平成19年12月18日	第12期 自 平成19年12月19日 至 平成20年12月18日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）又は金融商品取引所等が発表する基準値で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 同左 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 同左 (3) 時価が入手できなかった有価証券 同左
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日に、当該金額を計上しております。ただし、平成19年6月30日以前については、原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しております。	受取配当金の計上基準 —

（貸借対照表に関する注記）

第11期 平成19年12月18日現在			第12期 平成20年12月18日現在		
1.	期首元本額	5,112,886,846 円	1.	期首元本額	4,196,240,127 円
	期中追加設定元本額	296,453,354 円		期中追加設定元本額	20,727,351 円
	期中解約元本額	1,213,100,073 円		期中解約元本額	878,258,583 円
2.	計算期間末日における 受益権の総数	8,392,480,222 口	2.	計算期間末日における 受益権の総数	6,677,417,743 口
			3.	元本の欠損	
				貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,207,522,211円であります。	

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第11期 自 平成18年12月19日 至 平成19年12月18日			第12期 自 平成19年12月19日 至 平成20年12月18日		
	分配金の計算過程			分配金の計算過程	
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	0 円	A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	0 円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円
C	信託約款に定める収益調整金	1,176,746,390 円	C	信託約款に定める収益調整金	388,957,917 円
D	信託約款に定める分配準備積立 金	1,389,632,911 円	D	信託約款に定める分配準備積立 金	1,099,579,802 円
E	分配対象収益（ A + B + C + D ）	2,566,379,301 円	E	分配対象収益（ A + B + C + D ）	1,488,537,719 円
F	分配対象収益（ 1口当たり ）	0.3057 円	F	分配対象収益（ 1口当たり ）	0.2229 円
	（ 1万口当たり ）	3,057 円		（ 1万口当たり ）	2,229 円
G	分配金額	0 円	G	分配金額	0 円
H	分配金額（ 1口当たり ）	0 円	H	分配金額（ 1口当たり ）	0 円
	（ 1万口当たり ）	0 円		（ 1万口当たり ）	0 円

（有価証券に関する注記）

第11期（自 平成18年12月19日 至 平成19年12月18日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	4,627,011,200	288,767,570
合計	4,627,011,200	288,767,570

第12期（自 平成19年12月19日 至 平成20年12月18日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	2,088,347,900	555,098,514
合計	2,088,347,900	555,098,514

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

第11期 平成19年12月18日現在		第12期 平成20年12月18日現在	
1口当たり純資産額	0.5840 円	1口当たり純資産額	0.3192 円
（1万口当たり純資産額）	（5,840 円）	（1万口当たり純資産額）	（3,192 円）

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

(単位：株、円)

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
2121	ミクシィ	70	576,000	40,320,000
2127	日本M & Aセンター	235	469,000	110,215,000
2142	ユー・エス・ジェイ	350	30,350	10,622,500
2159	フルスピード	107	113,000	12,091,000
2174	G C Aサヴィアングループ	225	249,000	56,025,000
2175	エス・エム・エス	50	386,000	19,300,000
2326	デジタルアーツ	550	55,500	30,525,000
2389	オプト	70	149,700	10,479,000
2440	ぐるなび	209	238,300	49,804,700
2468	フュートレック	160	193,800	31,008,000
2702	日本マクドナルドホールディングス	36,000	1,941	69,876,000
2749	J Pホールディングス	150	295,000	44,250,000
2766	日本風力開発	210	265,600	55,776,000
2767	フィールズ	280	127,500	35,700,000
3036	アルコニックス	15,000	1,640	24,600,000
3092	スタートトゥデイ	280	294,500	82,460,000
3338	丸九プラス	51	60,100	3,065,100
3362	チムニー	2,500	1,359	3,397,500
3632	グリー	5,700	5,300	30,210,000
3769	GMOペイメントゲートウェイ	380	72,200	27,436,000
3770	ザッパラス	170	210,000	35,700,000
3789	ソネットエンタテインメント	340	231,600	78,744,000
3843	フリービット	140	490,000	68,600,000
4290	ブレステージ・インターナショナル	61	100,100	6,106,100
4329	ワークスアプリケーションズ	600	55,500	33,300,000
4689	ヤフー	4,700	34,750	163,325,000
4751	サイバーエージェント	150	57,600	8,640,000
4755	楽天	3,000	51,000	153,000,000
4813	A C C E S S	400	205,200	82,080,000
4816	東映アニメーション	2,000	1,693	3,386,000
4817	ジュピターテレコム	1,150	85,500	98,325,000
4819	デジタルガレージ	700	81,900	57,330,000
4822	ハドソン	10,000	1,184	11,840,000
5971	共和工業所	17,000	299	5,083,000
6255	エヌ・ピー・シー	9,000	4,020	36,180,000
6257	藤商事	500	89,500	44,750,000
6730	アクセル	200	355,000	71,000,000
6750	エレコム	9,200	720	6,624,000
6890	フェローテック	40,000	947	37,880,000
6957	芝浦電子	22,000	583	12,826,000
7458	第一興商	14,000	960	13,440,000
7826	フルヤ金属	6,000	8,110	48,660,000
8410	セブン銀行	270	329,000	88,830,000
8697	大阪証券取引所	140	421,000	58,940,000
8732	マネーパートナーズグループ	540	70,900	38,286,000
8876	リロ・ホールディング	48,000	851	40,848,000
9436	沖縄セルラー電話	70	186,000	13,020,000
9438	エムティーアイ	70	102,000	7,140,000
9627	アインファーマシーズ	3,700	1,920	7,104,000
9955	ヨンキウ	30,000	340	10,200,000
合計		286,678		2,088,347,900

(2) 株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は平成20年12月30日現在です。

【純資産額計算書】

資産総額	2,173,244,531	円
負債総額	4,347,123	円
純資産総額（ - ）	2,168,897,408	円
発行済数量	6,656,266,732	口
1 単位当たり純資産額（ / ）	0.3258	円

第5【設定及び解約の実績】

	設定数量（口）	解約数量（口）
第3計算期間（1998年12月19日～1999年12月20日）	26,750,734,470	10,902,265,323
第4計算期間（1999年12月21日～2000年12月18日）	12,068,131,706	7,448,855,586
第5計算期間（2000年12月19日～2001年12月18日）	5,074,787,129	4,168,514,053
第6計算期間（2001年12月19日～2002年12月18日）	369,744,263	7,447,207,296
第7計算期間（2002年12月19日～2003年12月18日）	5,053,272,207	7,760,612,053
第8計算期間（2003年12月19日～2004年12月20日）	7,348,486,262	7,016,243,712
第9計算期間（2004年12月21日～2005年12月19日）	1,255,945,719	6,850,450,741
第10計算期間（2005年12月20日～2006年12月18日）	2,481,331,156	2,806,203,682
第11計算期間（2006年12月19日～2007年12月18日）	592,906,798	2,426,200,265
第12計算期間（2007年12月19日～2008年12月18日）	41,454,773	1,756,517,252

（注）第3計算期間中の1999年11月1日に受益権を1:2の割合で分割しました。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成21年1月末現在	資本金	16,403,045,900円
	発行可能株式総数	220,000,000株
	発行済株式総数	185,012,500株

●過去5年間における主な資本金の増減

年月日	変更後（変更前）
平成18年7月6日	16,223,228,400円（16,174,272,500円）
平成19年4月13日	16,287,728,400円（16,223,228,400円）
平成20年6月23日	16,403,045,900円（16,287,728,400円）

(2) 会社の意思決定機構

・株主総会

取締役・監査役などの選任、定款変更などに係る決議などを行ないます。

毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、その権利を行使することができる株主とみなし、毎年4月1日から3ヵ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。

・取締役会

当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行について監督します。

10名以内の取締役で構成され、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までを任期とします。

取締役会はその決議をもって、代表取締役若干名を選任します。また、取締役中より取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができます。

・監査役会

4名以内の監査役で構成され、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までを任期とします。監査役会は、その決議をもって常勤の監査役を選定することができます。

（平成21年1月末現在）

(3) 運用の意思決定プロセス

1. 投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。
2. 各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。
3. 各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
4. トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。
5. 運用に関するリスク・パフォーマンスの評価と分析および法令など遵守状況のモニタリングとリスクの管理については、運用部門から独立したリスク管理業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、精度の高い運用体制を維持できるように努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。
- ・委託会社の運用する、平成21年1月末現在の投資信託などは次の通りです。

種 類	ファンド本数	純資産額 (単位：億円)
投資信託総合計	372	57,057
株式投資信託	291	44,088
単位型	42	831
追加型	249	43,256
公社債投資信託	81	12,969
単位型	64	1,055
追加型	17	11,914
投資法人合計	1	46

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、第48期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、旧「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）に基づいて、第49期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
また、第49期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）は、「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」（平成19年8月15日 内閣府令第65号）附則第9条第2項第1号のただし書きにより、改正後の財務諸表等規則を早期に適用しております。
2. 当社は、第48期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の財務諸表については旧証券取引法第193条の2の規定に基づき、また第49期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表については金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あらた監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

		第48期 (平成19年3月31日)		第49期 (平成20年3月31日)	
区 分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
流動資産					
1. 現金		0		-	
2. 預金		30,386		-	
3. 現金・預金		-		35,432	
4. 有価証券		-		337	
5. 支払委託金		157		-	
(1) 収益分配金	1			-	
(2) 償還金	156			-	
6. 前払費用		236		407	
7. 未収入金		89		7	
8. 未収委託者報酬		10,988		10,138	
9. 未収収益	4	778		712	
10. 立替金		379		190	
11. 繰延税金資産		1,462		1,901	
12. その他	3	30		30	
流動資産合計		44,510	69.9	49,158	76.4
固定資産					
1. 有形固定資産					
(1) 建物	1	55		843	
(2) 器具備品	1	222		548	
有形固定資産合計		278	0.4	1,391	2.2
2. 無形固定資産					
(1) ソフトウェア	2	171		109	
(2) 電話加入権等	2	22		21	
無形固定資産合計		193	0.3	131	0.2
3. 投資その他の資産					
(1) 投資有価証券		10,534		4,274	
(2) 関係会社株式		7,880		8,154	
(3) 関係会社長期貸付金		-		60	
(4) 長期差入保証金		870		1,062	
(5) 繰延税金資産		-		661	
(6) その他		4		2	
(7) 子会社投資損失引当金		576		576	
投資その他の資産合計		18,713	29.4	13,639	21.2
固定資産合計		19,185	30.1	15,162	23.6
資産合計		63,695	100.0	64,321	100.0

		第48期 (平成19年3月31日)		第49期 (平成20年3月31日)	
区 分	注記 番号	金額（百万円）	構成比 （％）	金額（百万円）	構成比 （％）
（負債の部）					
流動負債					
1. 預り金			90		150
2. 未払金			6,222		5,073
(1) 未払収益分配金		9		7	
(2) 未払償還金		1,059		353	
(3) 未払手数料		4,622		4,378	
(4) その他未払金		531		333	
3. 未払費用	4		7,206		6,697
4. 未払法人税等			3,603		5,651
5. 未払消費税等			771		424
6. 賞与引当金			2,406		2,855
7. 役員賞与引当金			265		320
8. その他			-		212
流動負債合計			20,565		21,384
固定負債					
1. 退職給付引当金			528		624
2. 繰延税金負債			880		-
3. その他			102		102
固定負債合計			1,511		727
負債合計			22,076		22,112
（純資産の部）					
株主資本					
1. 資本金			16,223		16,287
2. 資本剰余金					
(1) 資本準備金		4,092		4,157	
(2) その他資本剰余金		4		4	
資本剰余金合計			4,097		4,161
3. 利益剰余金					
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		20,616		21,660	
利益剰余金合計			20,616		21,660
株主資本合計			40,937		42,109
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金			682		99
評価・換算差額等合計			682		99
純資産合計			41,619		42,208
負債純資産合計			63,695		64,321

（２）【損益計算書】

		第48期 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)			第49期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)		
区 分	注記 番号	金額（百万円）		百分比 （％）	金額（百万円）		百分比 （％）
営業収益							
1. 委託者報酬			69,882			87,292	
2. その他営業収益			3,810			3,894	
営業収益計			73,693	100.0		91,186	100.0
営業費用							
1. 支払手数料			29,319			36,598	
2. 広告宣伝費			3,163			4,770	
3. 公告費			27			42	
4. 受益証券発行費			78			13	
5. 調査費			14,809			17,679	
調査費		719			868		
委託調査費		14,066			16,792		
図書費		24			19		
6. 委託計算費			465			554	
7. 営業雑経費			1,077			1,002	
通信費		200			237		
印刷費		581			430		
協会費		38			44		
諸会費		9			9		
その他		247			280		
営業費用計			48,941	66.4		60,661	66.5
一般管理費							
1. 給料	1		6,948			8,005	
役員報酬		209			220		
役員賞与引当金繰入額		265			320		
給料・手当		4,020			4,578		
賞与		48			31		
賞与引当金繰入額		2,406			2,855		
2. 交際費			51			100	
3. 寄付金			35			19	
4. 旅費交通費			353			446	
5. 租税公課			327			341	
6. 不動産賃借料			553			1,164	
7. 退職給付費用			273			327	
8. 退職金			67			231	
9. 固定資産減価償却費			292			446	
10. 諸経費			3,353			3,806	
一般管理費計			12,257	16.6		14,890	16.3
営業利益			12,493	17.0		15,634	17.2
営業外収益							
1. 受取利息			0			1	
2. 受取配当金			273			63	
3. 時効成立分配金・償還金			622			689	
4. その他			35			71	
営業外収益計			931	1.2		826	0.9
営業外費用							
1. 支払利息			17			16	
2. 時効成立後支払分配金・償還金			116			90	
3. 弁護士報酬等			84			31	
4. その他			13			12	
営業外費用計			230	0.3		150	0.2
経常利益			13,194	17.9		16,310	17.9

		第48期 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)			第49期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)		
区 分	注記 番号	金額（百万円）		百分比 （％）	金額（百万円）		百分比 （％）
特別利益							
1. 投資有価証券売却益			344			560	
2. 退職給付制度移行益			442			-	
特別利益計			786	1.1		560	0.6
特別損失							
1. 投資有価証券売却損			100			390	
2. 固定資産処分損			-			46	
3. 移転費用			160			110	
4. 関係会社株式評価損			-			2,618	
5. その他			20			7	
特別損失計			281	0.4		3,172	3.5
税引前当期純利益			13,699	18.6		13,697	15.0
法人税、住民税及び事業税		3,506			7,266		
法人税等調整額		133	3,639	4.9	1,581	5,685	6.2
当期純利益			10,060	13.7		8,012	8.8

(3) 【株主資本等変動計算書】

第48期（自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計
平成18年 3 月31日残高（百万円）	16,174	4,043	4	4,048
事業年度中の変動額				
新株の発行	48	48		48
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当事業年度中 の変動額（純額）				
事業年度中の変動額合計（百万円）	48	48	-	48
平成19年 3 月31日残高（百万円）	16,223	4,092	4	4,097

	株主資本		
	利益剰余金		株主資本合計
	その他利益剰余金	利益剰余金 合計	
	繰越利益剰余金		
平成18年 3 月31日残高（百万円）	11,836	11,836	32,059
事業年度中の変動額			
新株の発行			97
剰余金の配当	1,280	1,280	1,280
当期純利益	10,060	10,060	10,060
株主資本以外の項目の当事業年度中の 変動額（純額）			
事業年度中の変動額合計（百万円）	8,779	8,779	8,877
平成19年 3 月31日残高（百万円）	20,616	20,616	40,937

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年 3 月31日残高（百万円）	450	450	32,509
事業年度中の変動額			
新株の発行			97
剰余金の配当			1,280
当期純利益			10,060
株主資本以外の項目の当事業年度中 の変動額（純額）	231	231	231
事業年度中の変動額合計（百万円）	231	231	9,109
平成19年 3 月31日残高（百万円）	682	682	41,619

第49期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計
平成19年3月31日残高（百万円）	16,223	4,092	4	4,097
事業年度中の変動額				
新株の発行	64	64		64
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当事業年度中 の変動額（純額）				
事業年度中の変動額合計（百万円）	64	64	-	64
平成20年3月31日残高（百万円）	16,287	4,157	4	4,161

	株主資本		
	利益剰余金		株主資本合計
	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計	
平成19年3月31日残高（百万円）	20,616	20,616	40,937
事業年度中の変動額			
新株の発行			129
剰余金の配当	6,969	6,969	6,969
当期純利益	8,012	8,012	8,012
株主資本以外の項目の当事業年度中 の変動額（純額）			
事業年度中の変動額合計（百万円）	1,043	1,043	1,172
平成20年3月31日残高（百万円）	21,660	21,660	42,109

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成19年3月31日残高（百万円）	682	682	41,619
事業年度中の変動額			
新株の発行			129
剰余金の配当			6,969
当期純利益			8,012
株主資本以外の項目の当事業年度中 の変動額（純額）	582	582	582
事業年度中の変動額合計（百万円）	582	582	589
平成20年3月31日残高（百万円）	99	99	42,208

重要な会計方針

	第48期 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)	第49期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定） 時価のないもの 総平均法による原価法	(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 1年～7年 器具備品 1年～20年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。 (追加情報) 一部の有形固定資産については、平成19年8月末までに予定している事務所移転計画に基づき、使用可能期間を合理的に見積もり、耐用年数を短縮しております。この変更により、一般管理費は92百万円増加し、営業利益、経常利益、税引前当期純利益は同額減少し、当期純利益は55百万円減少しております。	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 4年 器具備品 4年～20年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
3. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。	(1) 賞与引当金 同左 (2) 役員賞与引当金 同左

	第48期 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)	第49期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)
3. 引当金の計上基準	(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。	(3) 退職給付引当金 同左
4. リース取引の処理方法	(4) 子会社投資損失引当金 子会社株式の実質価額の低下による損失に備えて、純資産価額等を勘案して必要と認められる額を計上しております。	(4) 子会社投資損失引当金 同左
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左
	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。	消費税等の会計処理 同左

会計処理方法の変更

第48期 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)	第49期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等) 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対象表の純資産の部の表示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。従来の資本の部の合計に相当する金額は41,619百万円であります。なお、財務諸表等規則の改正により、当事業年度における財務諸表の純資産の部については、改正後の財務諸表等規則により作成しております。 (ストック・オプション等に関する会計基準等) 当事業年度より、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)を適用しております。これによる財務諸表に与える影響はありません。	(固定資産の減価償却の方法) 法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号))に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得したもののについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。これにより、従来の方法によった場合に比べて、営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益が63百万円、当期純利益が37百万円それぞれ減少しております。

表示方法の変更

第48期 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)	第49期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)
—	「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）の別紙様式に基づき、前事業年度において「現金」及び「預金」として掲記されていたものは、当事業年度より「現金・預金」と表示しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

第48期（平成19年 3 月31日）	第49期（平成20年 3 月31日）
1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物 107 百万円 器具備品 206 百万円 2. 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 265 百万円 電話加入権等(電信電話専用権) 3 百万円 3. 信託資産 その他流動資産の30百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、日興シティ信託銀行株式会社に信託しております。 4. 関係会社に対する資産及び負債は次の通りであります。 (流動資産) 未収収益 95 百万円 (流動負債) 未払費用 427 百万円 5. 保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Limited がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務213百万円に対して保証を行っております。	1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物 166 百万円 器具備品 210 百万円 2. — 3. 信託資産 その他流動資産の30百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、日興シティ信託銀行株式会社に信託しております。 4. 関係会社に対する資産及び負債は次の通りであります。 (流動資産) 未収収益 77 百万円 (流動負債) 未払費用 693 百万円 5. 保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Limited がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務138百万円に対して保証を行っております。

(損益計算書関係)

第48期 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)	第49期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)
1. 役員報酬の範囲額 取締役 年額 540 百万円以内 監査役 年額 80 百万円以内	1. —

(株主資本等変動計算書関係)

第48期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)		当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
		第三者割当	株式分割		
普通株式(注)	1,829,125	4,900	181,568,475	—	183,402,500

(注)平成18年10月18日開催の取締役会決議により、平成18年11月6日付けで、普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約 権の目的 となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年 度末残高 (百万円)
		前事業 年度末	当事業年 度増加	当事業年 度減少	当事業 年度末	
平成16年度ストックオプション(1)	普通株式	6,000,000	-	-	6,000,000	-
平成16年度ストックオプション(2)	普通株式	6,000,000	-	-	6,000,000	-
平成16年度ストックオプション(3)	普通株式	6,960,000	-	440,000	6,520,000	-
平成17年度ストックオプション	普通株式	3,680,000	-	230,000	3,450,000	-
平成18年度ストックオプション	普通株式	-	1,610,000	60,000	1,550,000	-
合 計		22,640,000	1,610,000	730,000	23,520,000	-

(注)1. 平成16年度ストックオプション(1)のうち、6,000,000株は、権利行使期間の初日が到来しております。

2. 平成16年度ストックオプション(2)のうち、5,320,000株は、権利行使期間の初日が到来しております。

3. 平成16年度ストックオプション(3)、平成17年度ストックオプション及び平成18年度ストックオプションは、権利行使期間の初日が到来していません。

4. 平成16年度ストックオプション(3)、平成17年度ストックオプション及び平成18年度ストックオプションの減少は、新株予約権の失効によるものであります。

5. 平成18年度ストックオプションの増加は、新株予約権の発行によるものであります。

6. 平成18年10月18日開催の取締役会決議により、平成18年11月6日付けで、普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。なお、新株予約権の目的となる株式の数は株式分割後の株式数に換算して記載しております。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月20日 定時株主総会	普通株式	1,280	700	平成18年3月31日	平成18年6月21日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年5月23日 取締役会	普通株式	利益剰余金	6,969	38	平成19年3月31日	平成19年6月21日

(注) 当社は、平成18年10月18日開催の取締役会決議により、平成18年11月6日付けで、普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。分割後の株式数で計算した平成18年6月20日決議の、1株当たり配当額は7円であります。

第49期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	183,402,500	645,000	—	184,047,500

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加645,000株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年 度末残高 (百万円)
			前事業 年度末	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業 年度末	
提出会社	平成16年度ストックオプション(1)	普通株式	6,000,000	-	-	6,000,000	-
	平成16年度ストックオプション(2)	普通株式	6,000,000	-	-	6,000,000	-
	平成16年度ストックオプション(3)	普通株式	6,520,000	-	520,000	6,000,000	-
	平成17年度ストックオプション	普通株式	3,450,000	-	310,000	3,140,000	-
	平成18年度ストックオプション	普通株式	1,550,000	-	80,000	1,470,000	-
	平成19年度ストックオプション(1)	普通株式	-	4,250,000	110,000	4,140,000	-
	平成19年度ストックオプション(2)	普通株式	-	30,000	-	30,000	-
合計			23,520,000	4,280,000	1,020,000	26,780,000	-

(注) 1. 平成16年度ストックオプション(1)及び平成16年度ストックオプション(2)は、権利行使期間の初日が到来しております。

2. 平成16年度ストックオプション（3）、平成17年度ストックオプション、平成18年度ストックオプション、平成19年度ストックオプション（1）及び平成19年度ストックオプション（2）は、権利行使期間の初日が到来しておりません。
3. 平成16年度ストックオプション（3）、平成17年度ストックオプション、平成18年度ストックオプション及び平成19年度ストックオプション（1）の減少は、新株予約権の失効によるものであります。
4. 平成19年度ストックオプション（1）及び平成19年度ストックオプション（2）の増加は、新株予約権の発行によるものであります。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年5月23日 取締役会	普通株式	6,969	38	平成19年3月31日	平成19年6月21日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年5月23日 取締役会	普通株式	利益剰余金	2,760	15	平成20年3月31日	平成20年6月10日

(リース取引関係)

第48期 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)	第49期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)								
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 <table><tr><td></td><td>取得価額 相当額</td><td>減価償却 累計額 相当額</td><td>期末残高 相当額</td></tr><tr><td>器具備品</td><td>百万円 12</td><td>百万円 7</td><td>百万円 4</td></tr></table> (注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低い ため、支払利子込み法により算定しております。 (2) 未経過リース料期末残高相当額 1年内 3百万円 1年超 0百万円 合計 4百万円 (注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低い ため、支払利子込み法により算定しております。 (3) 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 4百万円 減価償却費相当額 4百万円 (4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。		取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額	器具備品	百万円 12	百万円 7	百万円 4	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの以外のファイナンス・リース取引 当事業年度中にリース契約が終了し、金額が僅少であるため、注記を省略しております。 <
	取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額						
器具備品	百万円 12	百万円 7	百万円 4						

(有価証券関係)

第48期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1 その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	種 類	取 得 原 価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	7	36	28
	そ の 他	6,508	7,643	1,135
	小 計	6,515	7,679	1,164
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	そ の 他	2,602	2,587	14
	小 計	2,602	2,587	14
合 計		9,117	10,267	1,150

(注) 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度については、該当ございません。

2 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
3,827	316	100

3 時価評価されていない有価証券

その他有価証券

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
非上場株式	167
その他	
投資証券	100
合 計	267

(注) 当事業年度において、その他有価証券で時価評価されていない株式20百万円につき、株式の実質価額の低下を考慮し、減損処理を行っております。

4 その他有価証券のうち満期があるものの決算日後における償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
その他有価証券				
その他				
投資信託	-	2,667	320	2,793
合 計	-	2,667	320	2,793

5 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
子会社株式	905	992	86
合 計	905	992	86

第49期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1 その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	種 類	取 得 原 価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	7	27	19
	そ の 他	2,667	3,071	403
	小 計	2,675	3,098	423
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	そ の 他	1,545	1,289	255
	小 計	1,545	1,289	255
	合 計	4,220	4,388	167

(注) 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度については、該当ございません。

2 当事業年度中に売却したその他有価証券

（単位：百万円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
8,079	560	390

3 時価評価されていない有価証券

その他有価証券

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額
非上場株式	124
その他 投資証券	100
合 計	224

（注）当事業年度において、その他有価証券で時価評価されていない株式7百万円につき、株式の実質価額の低下を考慮し、減損処理を行っております。

4 その他有価証券のうち満期があるものの決算日後における償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
その他有価証券 その他 投資信託	337	1,078	792	1,112
合 計	337	1,078	792	1,112

5 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
子会社株式	905	787	117
合 計	905	787	117

(持分法損益等)

第48期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第49期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
—	関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 （単位：百万円） （1）関連会社に対する投資の金額 2,892 （2）持分法を適用した場合の投資の金額 4,201 （3）持分法を適用した場合の投資利益の金額 1,519

(退職給付関係)

第48期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第49期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																																												
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定拠出型企業年金制度、キャッシュバラン スプラン型企業年金制度、適格退職年金制度及び退職 一時金制度を設けております。 2. 退職給付債務に関する事項 (単位：百万円) <table> <tr><td>イ. 退職給付債務</td><td>1,459</td></tr> <tr><td>ロ. 年金資産</td><td>728</td></tr> <tr><td>ハ. 未積立退職給付債務</td><td>730</td></tr> <tr><td>ニ. 未認識数理計算上の差異</td><td>202</td></tr> <tr><td>ホ. 退職給付引当金残高</td><td>528</td></tr> </table> 3. 退職給付費用に関する事項 (単位：百万円) <table> <tr><td>イ. 勤務費用</td><td>70</td></tr> <tr><td>ロ. 利息費用</td><td>27</td></tr> <tr><td>ハ. 期待運用収益</td><td>4</td></tr> <tr><td>ニ. 数理計算上の差異の費用処理額</td><td>26</td></tr> <tr><td>ホ. 確定拠出型企業年金への掛金</td><td>152</td></tr> <tr><td>ヘ. 退職給付費用合計</td><td>273</td></tr> </table> 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 <table> <tr><td>イ. 退職給付見込額の期間配分方法</td><td>勤続期間比例</td></tr> <tr><td>ロ. 割引率</td><td>2.0%</td></tr> <tr><td>ハ. 期待運用収益率</td><td>0.7%</td></tr> <tr><td>ニ. 数理計算上の差異の処理年数</td><td>10年</td></tr> </table>	イ. 退職給付債務	1,459	ロ. 年金資産	728	ハ. 未積立退職給付債務	730	ニ. 未認識数理計算上の差異	202	ホ. 退職給付引当金残高	528	イ. 勤務費用	70	ロ. 利息費用	27	ハ. 期待運用収益	4	ニ. 数理計算上の差異の費用処理額	26	ホ. 確定拠出型企業年金への掛金	152	ヘ. 退職給付費用合計	273	イ. 退職給付見込額の期間配分方法	勤続期間比例	ロ. 割引率	2.0%	ハ. 期待運用収益率	0.7%	ニ. 数理計算上の差異の処理年数	10年	1. 採用している退職給付制度の概要 同左 2. 退職給付債務に関する事項 (単位：百万円) <table> <tr><td>イ. 退職給付債務</td><td>1,502</td></tr> <tr><td>ロ. 年金資産</td><td>688</td></tr> <tr><td>ハ. 未積立退職給付債務</td><td>813</td></tr> <tr><td>ニ. 未認識数理計算上の差異</td><td>188</td></tr> <tr><td>ホ. 退職給付引当金残高</td><td>624</td></tr> </table> 3. 退職給付費用に関する事項 (単位：百万円) <table> <tr><td>イ. 勤務費用</td><td>96</td></tr> <tr><td>ロ. 利息費用</td><td>29</td></tr> <tr><td>ハ. 期待運用収益</td><td>5</td></tr> <tr><td>ニ. 数理計算上の差異の費用処理額</td><td>32</td></tr> <tr><td>ホ. 確定拠出型企業年金への掛金</td><td>174</td></tr> <tr><td>ヘ. 退職給付費用合計</td><td>327</td></tr> </table> 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 <table> <tr><td>イ. 退職給付見込額の期間配分方法</td><td>勤続期間比例</td></tr> <tr><td>ロ. 割引率</td><td>2.0%</td></tr> <tr><td>ハ. 期待運用収益率</td><td>0.7%</td></tr> <tr><td>ニ. 数理計算上の差異の処理年数</td><td>10年</td></tr> </table>	イ. 退職給付債務	1,502	ロ. 年金資産	688	ハ. 未積立退職給付債務	813	ニ. 未認識数理計算上の差異	188	ホ. 退職給付引当金残高	624	イ. 勤務費用	96	ロ. 利息費用	29	ハ. 期待運用収益	5	ニ. 数理計算上の差異の費用処理額	32	ホ. 確定拠出型企業年金への掛金	174	ヘ. 退職給付費用合計	327	イ. 退職給付見込額の期間配分方法	勤続期間比例	ロ. 割引率	2.0%	ハ. 期待運用収益率	0.7%	ニ. 数理計算上の差異の処理年数	10年
イ. 退職給付債務	1,459																																																												
ロ. 年金資産	728																																																												
ハ. 未積立退職給付債務	730																																																												
ニ. 未認識数理計算上の差異	202																																																												
ホ. 退職給付引当金残高	528																																																												
イ. 勤務費用	70																																																												
ロ. 利息費用	27																																																												
ハ. 期待運用収益	4																																																												
ニ. 数理計算上の差異の費用処理額	26																																																												
ホ. 確定拠出型企業年金への掛金	152																																																												
ヘ. 退職給付費用合計	273																																																												
イ. 退職給付見込額の期間配分方法	勤続期間比例																																																												
ロ. 割引率	2.0%																																																												
ハ. 期待運用収益率	0.7%																																																												
ニ. 数理計算上の差異の処理年数	10年																																																												
イ. 退職給付債務	1,502																																																												
ロ. 年金資産	688																																																												
ハ. 未積立退職給付債務	813																																																												
ニ. 未認識数理計算上の差異	188																																																												
ホ. 退職給付引当金残高	624																																																												
イ. 勤務費用	96																																																												
ロ. 利息費用	29																																																												
ハ. 期待運用収益	5																																																												
ニ. 数理計算上の差異の費用処理額	32																																																												
ホ. 確定拠出型企業年金への掛金	174																																																												
ヘ. 退職給付費用合計	327																																																												
イ. 退職給付見込額の期間配分方法	勤続期間比例																																																												
ロ. 割引率	2.0%																																																												
ハ. 期待運用収益率	0.7%																																																												
ニ. 数理計算上の差異の処理年数	10年																																																												

(ストックオプション等関係)

第48期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1. スtockオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) スtockオプション(新株予約権)の内容

	平成16年度ストックオプション（１）	平成16年度ストックオプション（２）
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 1名	当社の取締役 1名
株式の種類別のストックオプションの付与数（注）	普通株式6,070,000株	普通株式6,070,000株
付与日	平成16年8月31日	平成16年8月31日
権利確定条件	平成17年3月24日に1,990,000株の権利が確定し、その後同年4月24日から平成19年3月24日まで各24日にそれぞれ170,000株の権利が確定	平成17年7月8日に1,990,000株の権利が確定し、その後同年8月8日から平成19年7月8日まで各8日にそれぞれ170,000株の権利が確定
対象勤務期間	平成16年8月31日から 平成19年3月23日まで	平成16年8月31日から 平成19年7月7日まで
権利行使期間	平成16年8月31日から 平成26年3月24日まで	平成16年8月31日から 平成26年7月8日まで
	平成16年度ストックオプション（３）	平成17年度ストックオプション
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 97名	当社の従業員及び 関係会社の取締役・従業員 147名
株式の種類別のストックオプションの付与数（注）	普通株式7,640,000株	普通株式3,710,000株
付与日	平成17年1月11日、平成17年1月28日 平成17年5月24日、平成17年6月22日	平成18年2月14日
権利確定条件	上場がなされた日または平成18年6月24日のいずれか遅い日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。	上場がなされた日または平成19年6月23日のいずれか遅い日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。
対象勤務期間	それぞれの付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで
権利行使期間	平成18年6月24日から 平成26年6月23日まで	平成19年6月23日から 平成27年6月22日まで
	平成18年度ストックオプション	
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の従業員 115名	当社及び関係会社の従業員 11名
株式の種類別のストックオプションの付与数（注）	普通株式1,270,000株	普通株式340,000株
付与日	平成18年4月28日	平成18年7月18日
権利確定条件	上場がなされた日または平成21年4月28日のいずれか遅い日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から3年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の4分の1ずつ権利確定する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から3年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成21年4月28日から 平成28年4月27日まで	同左

(注) 株式数に換算して記載しております。なお当社は、平成18年11月6日付けで、普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。また、ストックオプションの数は株式分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

ストックオプション（新株予約権）の数

	平成16年度ストックオプション(1)	平成16年度ストックオプション(2)
付与日	平成16年 8 月31日	平成16年 8 月31日
権利確定前（株）		
期首	2,040,000	2,720,000
付与	0	0
失効	0	0
権利確定	2,040,000	2,040,000
権利未確定残	0	680,000
権利確定後（株）		
期首	3,960,000	3,280,000
権利確定	2,040,000	2,040,000
権利行使	0	0
失効	0	0
権利未行使残	6,000,000	5,320,000
	平成16年度ストックオプション(3)	平成17年度ストックオプション
付与日	平成17年 1 月11日、平成17年 1 月28日 平成17年 5 月24日、平成17年 6 月22日	平成18年 2 月14日
権利確定前（株）		
期首	6,960,000	3,680,000
付与	0	0
失効	440,000	230,000
権利確定	0	0
権利未確定残	6,520,000	3,450,000
権利確定後（株）		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—
	平成18年度ストックオプション	
付与日	平成18年 4 月28日	平成18年 7 月18日
権利確定前（株）		
期首	0	0
付与	1,270,000	340,000
失効	50,000	10,000
権利確定	0	0
権利未確定残	1,220,000	330,000
権利確定後（株）		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。なお当社は、平成18年11月 6 日付けで、普通株式 1 株を100株とする株式分割を行っております。また、ストックオプションの数は株式分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	平成16年度ストックオプション(1)	平成16年度ストックオプション(2)
付与日	平成16年 8月31日	平成16年 8月31日
権利行使価格（円）（注）1	15,823（分割後159）	同左
付与日における公正な評価単価（円） （注）2、3	—	—
	平成16年度ストックオプション(3)	平成17年度ストックオプション
付与日	平成17年 1月11日、平成17年 1月28日 平成17年 5月24日、平成17年 6月22日	平成18年 2月14日
権利行使価格（円）（注）1	15,823（分割後159）	17,666（分割後177）
付与日における公正な評価単価（円） （注）2、3	—	—
	平成18年度ストックオプション	
付与日	平成18年 4月28日	平成18年 7月18日
権利行使価格（円）（注）1	19,981（分割後200）	同左
付与日における公正な評価単価（円） （注）2、3	—	—

（注）1．株式数に換算して記載しております。なお当社は、平成18年11月6日付けで、普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。

2．平成16年度ストックオプション(1)(2)(3)、平成17年度ストックオプション及び平成18年度ストックオプションのうち、平成18年4月28日付与ストックオプションについては、会社法の施行日前に付与されたストックオプションであるため、記載しておりません。

3．平成18年度ストックオプションのうち、平成18年7月18日付与ストックオプションについては、公正な評価単価に代え、本源的価値（当社株式評価額と行使価格との差額）の見積もりによっております。

第49期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1. ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプション(新株予約権)の内容

	平成16年度ストックオプション(1)	平成16年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 1名	当社の取締役 1名
株式の種類別のストックオプションの付与数(注)1	普通株式6,070,000株	普通株式6,070,000株
付与日	平成16年8月31日	平成16年8月31日
権利確定条件	平成17年3月24日に1,990,000株の権利が確定し、その後同年4月24日から平成19年3月24日まで各24日にそれぞれ170,000株の権利が確定	平成17年7月8日に1,990,000株の権利が確定し、その後同年8月8日から平成19年7月8日まで各8日にそれぞれ170,000株の権利が確定
対象勤務期間	平成16年8月31日から 平成19年3月23日まで	平成16年8月31日から 平成19年7月7日まで
権利行使期間	平成16年8月31日から 平成26年3月24日まで	平成16年8月31日から 平成26年7月8日まで
	平成16年度ストックオプション(3)	平成17年度ストックオプション
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 97名	当社の従業員及び 関係会社の取締役・従業員 147名
株式の種類別のストックオプションの付与数(注)1	普通株式7,640,000株	普通株式3,710,000株
付与日	平成17年1月11日、平成17年1月28日 平成17年5月24日、平成17年6月22日	平成18年2月14日
権利確定条件	上場がなされた日または平成18年6月24日のいずれか遅い日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。	上場がなされた日または平成19年6月23日のいずれか遅い日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。
対象勤務期間	それぞれの付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで
権利行使期間	平成18年6月24日から 平成26年6月23日まで	平成19年6月23日から 平成27年6月22日まで
	平成18年度ストックオプション	
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の従業員 115名	当社及び関係会社の従業員 11名
株式の種類別のストックオプションの付与数(注)1	普通株式1,270,000株	普通株式340,000株
付与日	平成18年4月28日	平成18年7月18日
権利確定条件	上場がなされた日または平成21年4月28日のいずれか遅い日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から3年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の4分の1ずつ権利確定する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から3年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成21年4月28日から 平成28年4月27日まで	同左

	平成19年度ストックオプション（１）	平成19年度ストックオプション（２）
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の取締役・従業員 124名	当社の従業員 １名
株式の種類別のストックオプションの付与数（注）１	普通株式4,250,000株	普通株式30,000株
付与日	平成19年 7 月27日	平成20年 3 月31日
権利確定条件	上場がなされた日または平成21年 7 月19日のいずれか遅い日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から 1 年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から 2 年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1 ずつ権利確定する。	上場がなされた日または平成22年 3 月19日のいずれか遅い日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から 1 年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から 2 年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1 ずつ権利確定する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成21年 7 月19日から 平成29年 7 月18日まで	平成22年 3 月19日から 平成30年 3 月18日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。なお当社は、平成18年11月 6 日付けで、普通株式 1 株を100株とする株式分割を行っております。また、ストックオプションの数は株式分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

ストックオプション（新株予約権）の数

	平成16年度ストックオプション(1)	平成16年度ストックオプション(2)
付与日	平成16年 8 月31日	平成16年 8 月31日
権利確定前（株）		
期首	—	680,000
付与	—	0
失効	—	0
権利確定	—	680,000
権利未確定残	—	0
権利確定後（株）		
期首	6,000,000	5,320,000
権利確定	0	680,000
権利行使	0	0
失効	0	0
権利未行使残	6,000,000	6,000,000
	平成16年度ストックオプション(3)	平成17年度ストックオプション
付与日	平成17年 1 月11日、平成17年 1 月28日 平成17年 5 月24日、平成17年 6 月22日	平成18年 2 月14日
権利確定前（株）		
期首	6,520,000	3,450,000
付与	0	0
失効	520,000	310,000
権利確定	0	0
権利未確定残	6,000,000	3,140,000
権利確定後（株）		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—
	平成18年度ストックオプション	
付与日	平成18年 4 月28日	平成18年 7 月18日
権利確定前（株）		
期首	1,220,000	330,000
付与	0	0
失効	80,000	0
権利確定	0	0
権利未確定残	1,140,000	330,000
権利確定後（株）		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

	平成19年度ストックオプション（１）	平成19年度ストックオプション（２）
付与日	平成19年 7 月27日	平成20年 3 月31日
権利確定前（株）		
期首	0	0
付与	4,250,000	30,000
失効	110,000	0
権利確定	0	0
権利未確定残	4,140,000	30,000
権利確定後（株）	—	—
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。なお当社は、平成18年11月 6 日付けで、普通株式 1 株を100株とする株式分割を行っております。また、ストックオプションの数は株式分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	平成16年度ストックオプション(1)	平成16年度ストックオプション(2)
付与日	平成16年 8 月31日	平成16年 8 月31日
権利行使価格（円）（注）1	15,823（分割後159）	同左
付与日における公正な評価単価（円）（注）2、3	—	—
	平成16年度ストックオプション(3)	平成17年度ストックオプション
付与日	平成17年 1 月11日、平成17年 1 月28日 平成17年 5 月24日、平成17年 6 月22日	平成18年 2 月14日
権利行使価格（円）（注）1	15,823（分割後159）	17,666（分割後177）
付与日における公正な評価単価（円）（注）2、3	—	—
	平成18年度ストックオプション	
付与日	平成18年 4 月28日	平成18年 7 月18日
権利行使価格（円）（注）1	19,981（分割後200）	同左
付与日における公正な評価単価（円）（注）2、3	—	0
	平成19年度ストックオプション（１）	平成19年度ストックオプション（２）
付与日	平成19年 7 月27日	平成20年 3 月31日
権利行使価格（円）（注）1	450	同左
付与日における公正な評価単価（円）（注）2、3	0	0

(注) 1 . 株式数に換算して記載しております。なお当社は、平成18年11月 6 日付けで、普通株式 1 株を100株とする株式分割を行っております。

2 . 平成16年度ストックオプション(1)(2)(3)、平成17年度ストックオプション及び平成18年度ストックオプションのうち平成18年 4 月28日付与ストックオプションについては、会社法の施行日前に付与されたストックオプションであるため、記載しておりません。

3 . 平成18年度ストックオプションのうち平成18年 7 月18日付与ストックオプション、平成19年度ストックオプション(1)及び平成19年度ストックオプション(2)については、公正な評価単価に代え、本源的価値（DCF法による評価額と行使価格との差額）の見積もりによっております。

(税効果会計関係)

第48期（平成19年3月31日）	第49期（平成20年3月31日）																																																		
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：百万円) 繰延税金資産（流動） <table> <tr> <td>賞与引当金繰入超過額</td><td>979</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>285</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>197</td></tr> <tr> <td></td><td><u>1,462</u></td></tr> </table> 繰延税金資産（固定） <table> <tr> <td>退職給付引当金超過額</td><td>214</td></tr> <tr> <td>子会社投資損失引当金</td><td>234</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>154</td></tr> <tr> <td></td><td><u>603</u></td></tr> </table> 繰延税金資産合計 <table> <tr> <td></td><td><u>2,065</u></td></tr> </table> 繰延税金負債（固定） <table> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>467</td></tr> <tr> <td>法人税法上の子会社株式譲渡損</td><td>1,016</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td><td><u>1,484</u></td></tr> </table> 繰延税金資産の純額 <table> <tr> <td></td><td><u>581</u></td></tr> </table>	賞与引当金繰入超過額	979	未払事業税	285	その他	197		<u>1,462</u>	退職給付引当金超過額	214	子会社投資損失引当金	234	その他	154		<u>603</u>		<u>2,065</u>	その他有価証券評価差額金	467	法人税法上の子会社株式譲渡損	1,016	繰延税金負債合計	<u>1,484</u>		<u>581</u>	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：百万円) 繰延税金資産（流動） <table> <tr> <td>賞与引当金繰入超過額</td><td>1,161</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>551</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>188</td></tr> <tr> <td></td><td><u>1,901</u></td></tr> </table> 繰延税金資産（固定） <table> <tr> <td>退職給付引当金超過額</td><td>254</td></tr> <tr> <td>子会社投資損失引当金</td><td>234</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>240</td></tr> <tr> <td></td><td><u>729</u></td></tr> </table> 繰延税金資産合計 <table> <tr> <td></td><td><u>2,630</u></td></tr> </table> 繰延税金負債（固定） <table> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>68</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td><td><u>68</u></td></tr> </table> 繰延税金資産の純額 <table> <tr> <td></td><td><u>2,562</u></td></tr> </table>	賞与引当金繰入超過額	1,161	未払事業税	551	その他	188		<u>1,901</u>	退職給付引当金超過額	254	子会社投資損失引当金	234	その他	240		<u>729</u>		<u>2,630</u>	その他有価証券評価差額金	68	繰延税金負債合計	<u>68</u>		<u>2,562</u>
賞与引当金繰入超過額	979																																																		
未払事業税	285																																																		
その他	197																																																		
	<u>1,462</u>																																																		
退職給付引当金超過額	214																																																		
子会社投資損失引当金	234																																																		
その他	154																																																		
	<u>603</u>																																																		
	<u>2,065</u>																																																		
その他有価証券評価差額金	467																																																		
法人税法上の子会社株式譲渡損	1,016																																																		
繰延税金負債合計	<u>1,484</u>																																																		
	<u>581</u>																																																		
賞与引当金繰入超過額	1,161																																																		
未払事業税	551																																																		
その他	188																																																		
	<u>1,901</u>																																																		
退職給付引当金超過額	254																																																		
子会社投資損失引当金	234																																																		
その他	240																																																		
	<u>729</u>																																																		
	<u>2,630</u>																																																		
その他有価証券評価差額金	68																																																		
繰延税金負債合計	<u>68</u>																																																		
	<u>2,562</u>																																																		
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 <table> <tr> <td>法定実効税率</td><td>40.6%</td></tr> <tr> <td>(調整)</td><td></td></tr> <tr> <td>評価性引当額の影響等</td><td>14.6%</td></tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>1.0%</td></tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td>0.4%</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td><u>26.6%</u></td></tr> </table>	法定実効税率	40.6%	(調整)		評価性引当額の影響等	14.6%	交際費等永久に損金に算入されない項目	1.0%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.4%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>26.6%</u>	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため注記を省略しております。																																						
法定実効税率	40.6%																																																		
(調整)																																																			
評価性引当額の影響等	14.6%																																																		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.0%																																																		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.4%																																																		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>26.6%</u>																																																		

（関連当事者情報）

第48期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

（１）兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	日興コーポリアル証券株式会社	東京都千代田区	100,000	証券業	なし	なし	投資信託受益証券の募集販売	信託約款に定める受益者に対する収益分配金及び償還金の支払委託に係る代行手数料の支払（注1）	16,595	未払手数料	3,166

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、未払手数料の期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち委託者報酬分を、市場価格を勘案し両者協議の上配分を合理的に決定しております。

第49期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

（追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（平成18年10月17日 企業会計基準委員会 企業会計基準第11号）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（平成18年10月17日 企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第13号）を早期に適用しております。

この結果、従来の開示対象範囲に加えて、親会社又は重要な関連会社に関する注記が開示対象に追加されております。

１．関連当事者との取引

（１）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社を持つ会社	日興コーポリアル証券株式会社	東京都千代田区	100,000	証券業	なし	投資信託受益証券の募集販売	信託約款に定める受益者に対する収益分配金及び償還金の支払委託に係る代行手数料の支払（注1）	19,162	未払手数料	2,977

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、未払手数料の期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち委託者報酬分を、市場価格を勘案し両者協議の上配分を合理的に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

シティグループ・インク（ニューヨーク証券取引所等に上場）

シティグループ・ジャパン・ホールディングス株式会社

株式会社日興コーディアルグループ

（注）平成20年５月１日、シティグループ・ジャパン・ホールディングス株式会社と株式会社日興コーディアルグループは合併し、日興シティホールディングス株式会社に名称変更しております。

（２）重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロンドン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下の通りであります。なお、下記数値は平成19年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	8,817百万円
負債合計	2,727百万円
純資産合計	6,090百万円

営業収益	13,173百万円
税引前当期純利益	5,719百万円
当期純利益	4,873百万円

（１株当たり情報）

第48期 (自 平成18年４月１日 至 平成19年３月31日)		第49期 (自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日)	
1株当たり純資産額	226円92銭	1株当たり純資産額	229円33銭
1株当たり当期純利益	54円89銭	1株当たり当期純利益	43円54銭
当社は、平成18年11月６日付けで、普通株式１株を100株とする株式分割を行っております。当該株式分割が平成17年４月１日に行われたと仮定した場合の前事業年度における１株当たり情報は、以下の通りであります。 1株当たり純資産額 177円73銭 1株当たり当期純利益 22円97銭 なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

	第48期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第49期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
当期純利益（百万円）	10,060	8,012
普通株主に帰属しない金額（百万円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（百万円）	10,060	8,012
普通株式の期中平均株式数（千株）	183,272	184,023
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	平成16年度ストックオプション（1）6,000,000株、平成16年度ストックオプション（2）6,000,000株、平成16年度ストックオプション（3）6,520,000株、平成17年度ストックオプション3,450,000株、平成18年度ストックオプション1,550,000株。	平成16年度ストックオプション（1）6,000,000株、平成16年度ストックオプション（2）6,000,000株、平成16年度ストックオプション（3）6,000,000株、平成17年度ストックオプション3,140,000株、平成18年度ストックオプション1,470,000株、平成19年度ストックオプション（1）4,140,000株、平成19年度ストックオプション（2）30,000株。

(重要な後発事象)

第48期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1. 新株発行に対する払込

当社は、平成18年4月27日開催の臨時株主総会及び平成19年3月28日開催の取締役会にて、645,000株の第三者割当による当社普通株式の発行を決議いたしました。決済金額は期日に払込まれております。

割当先	日興アセットマネジメント社員持株会
発行価額	1株につき金200円
資本組入額	100円
払込期日	平成19年4月13日

2. 株式の取得

当社は、平成19年4月20日をもって中国の融通(ロンドン)基金管理有限公司株式の40%を取得いたしました。

主旨及び目的	事業の拡大
株式取得先	同社既存大株主からの譲受
会社名	融通(ロンドン)基金管理有限公司
事業内容	アセットマネジメント業
規模	平成18年12月31日現在
	営業収益 1,959百万円
	営業利益 356百万円
	当期純利益 300百万円
	総資産 2,379百万円
	純資産 2,281百万円

3. 投資有価証券の繰上償還

当社が投資有価証券として保有しているP F日興・ピムコ・海外短期債券ファンド（適格機関投資家転売制限付）（2,585百万円 当事業年度末現在）が平成19年8月6日に繰上償還されることを、平成19年5月29日に金融庁に届出ております。

4. 新株予約権（ストックオプション）の発行

当社は、平成19年6月28日開催の第48期定時株主総会において、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する決議をいたしました。

対象者	当社及び関係会社の取締役・従業員
新株予約権の数	430個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式 4,300,000株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり金450円
新株予約権の行使期間	募集事項を決定する取締役会決議日から2年を経過した日の翌日より8年以内。新株予約権の行使時において当社が株式公開していることを要するが、募集事項を決定する取締役会決議日から5年を経過した日までに当社が株式公開しない場合には、当社は当該新株予約権を取得することができ

第49期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1. 新株発行に対する払込

当社は、平成20年6月9日開催の定時株主総会及び同日開催の取締役会にて、965,000株の第三者割当による当社普通株式の発行を決議いたしました。決済金額は期日に払込まれております。

割当先	日興アセットマネジメント社員持株会
発行価額	1株につき金239円
資本組入額	1株につき金119円50銭
払込期日	平成20年6月23日

1. 当社の中間財務諸表は、改正後の「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条に基づき、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第50期中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人により中間監査を受けております。

中間財務諸表等

(1) 中間貸借対照表

(単位：百万円)

第50期中間会計期間末
(平成20年 9 月30日現在)

資産の部

流動資産

現金及び預金		30,012
有価証券		924
未収委託者報酬		8,318
未収収益		1,266
その他	2	1,328
流動資産合計		41,851

固定資産

有形固定資産	1	1,035
無形固定資産		113
投資その他の資産		
投資有価証券		1,792
関係会社株式		8,154
長期差入保証金		1,037
繰延税金資産		1,021
その他		60
子会社投資損失引当金		576
投資その他の資産合計		11,490

固定資産合計 12,640

資産合計 54,491

(単位：百万円)

第50期中間会計期間末
(平成20年9月30日現在)

負債の部

流動負債

未払金	4,598
未払費用	6,024
未払法人税等	405
未払消費税等	77
賞与引当金	893
役員賞与引当金	135
その他	98
流動負債合計	12,233

固定負債

退職給付引当金	654
その他	102
固定負債合計	757

負債合計	12,990
------	--------

純資産の部

株主資本

資本金	16,403
資本剰余金	
資本準備金	4,272
その他資本剰余金	4
資本剰余金合計	4,277

利益剰余金

その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	20,901
利益剰余金合計	20,901
株主資本合計	41,581

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	80
評価・換算差額等合計	80

純資産合計	41,500
-------	--------

負債純資産合計	54,491
---------	--------

(2) 中間損益計算書

(単位：百万円)

第50期中間会計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)		
営業収益		
委託者報酬		34,178
その他営業収益		1,588
営業収益合計		35,766
営業費用及び一般管理費	1	32,320
営業利益		3,446
営業外収益	2	394
営業外費用	3	71
経常利益		3,769
特別利益	4	38
特別損失	5	361
税引前中間純利益		3,447
法人税、住民税及び事業税		390
法人税等調整額		1,055
中間純利益		2,002

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

		第50期中間会計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)
株主資本		
資本金		
前期末残高		16,287
当中間期変動額		
新株の発行		115
当中間期変動額合計		115
当中間期末残高		16,403
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高		4,157
当中間期変動額		
新株の発行		115
当中間期変動額合計		115
当中間期末残高		4,272
その他資本剰余金		
前期末残高		4
当中間期末残高		4
資本剰余金合計		
前期末残高		4,161
当中間期変動額		
新株の発行		115
当中間期変動額合計		115
当中間期末残高		4,277
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高		21,660
当中間期変動額		
剰余金の配当		2,760
中間純利益		2,002
当中間期変動額合計		758
当中間期末残高		20,901
利益剰余金合計		
前期末残高		21,660
当中間期変動額		
剰余金の配当		2,760
中間純利益		2,002
当中間期変動額合計		758
当中間期末残高		20,901
株主資本合計		
前期末残高		42,109
当中間期変動額		
新株の発行		230
剰余金の配当		2,760

中間純利益	<u>2,002</u>
当中間期変動額合計	<u>528</u>
当中間期末残高	<u>41,581</u>
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	99
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	<u>180</u>
当中間期変動額合計	<u>180</u>
当中間期末残高	<u>80</u>
評価・換算差額等合計	
前期末残高	99
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	<u>180</u>
当中間期変動額合計	<u>180</u>
当中間期末残高	<u>80</u>
純資産合計	
前期末残高	42,208
当中間期変動額	
新株の発行	230
剰余金の配当	2,760
中間純利益	2,002
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	<u>180</u>
当中間期変動額合計	<u>708</u>
当中間期末残高	<u>41,500</u>

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項目	第50期中間会計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)
1 資産の評価基準及び評価方法	有価証券 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、 売却原価は、総平均法により算定) 時価のないもの 総平均法による原価法
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。 (2) 無形固定資産 定額法によっております。但し、ソフトウェア (自社利用分)については、社内における利用可 能期間(5年)に基づく定額法によっておりま す。
3 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支 給見込額に基づき、当中間会計期間負担額を計上 しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支給 見込額に基づき、当中間会計期間負担額を計上し ております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末 における退職給付債務及び年金資産の見込額に 基づき、当中間会計期間末において発生している と認められる額を計上しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時に おける従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年 数(10年)で按分した額をそれぞれ発生の翌事 業年度から費用処理することとしております。 (4) 子会社投資損失引当金 子会社株式の実質価額の低下による損失に備 えて、純資産価額等を勘案して必要と認められる 額を計上しております。
4 その他中間財務諸表作成のため の基本となる重要な事項	消費税等の会計処理について 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式に よっており、控除対象外消費税等は、当中間会計期 間の費用として処理しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

第50期中間会計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)
該当事項はありません。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第50期中間会計期間末 (平成20年 9 月30日現在)
1. 有形固定資産の減価償却累計額 752 百万円
2. 信託資産 その他流動資産のうち30百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、日興シティ信託銀行株式会社に信託しております。
3. 保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Limited がロンドンウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務107百万円に対して保証を行っております。

(中間損益計算書関係)

第50期中間会計期間
(自 平成20年 4 月 1 日
至 平成20年 9 月30日)

1 減価償却実施額	
有形固定資産	375 百万円
無形固定資産	29 百万円
2 営業外収益のうち主要なもの	
受取利息	1 百万円
受取配当金	6 百万円
時効成立分配金・償還金	98 百万円
有価証券売却益	156 百万円
有価証券償還益	42 百万円
3 営業外費用のうち主要なもの	
支払利息	7 百万円
時効成立後支払分配金・償還金	24 百万円
4 特別利益のうち主要なもの	
投資有価証券売却益	38 百万円
5 特別損失のうち主要なもの	
投資有価証券売却損	111 百万円
投資有価証券評価損	249 百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第50期中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式(注)	184,047,500	965,000	—	185,012,500

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加965,000株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間会計期間末残高 (百万円)
		前事業年度末	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末	
平成16年度ストックオプション(1)	普通株式	6,000,000	-	-	6,000,000	-
平成16年度ストックオプション(2)	普通株式	6,000,000	-	-	6,000,000	-
平成16年度ストックオプション(3)	普通株式	6,000,000	-	270,000	5,730,000	-
平成17年度ストックオプション	普通株式	3,140,000	-	150,000	2,990,000	-
平成18年度ストックオプション	普通株式	1,470,000	-	40,000	1,430,000	-
平成19年度ストックオプション(1)	普通株式	4,140,000	-	60,000	4,080,000	-
平成19年度ストックオプション(2)	普通株式	30,000	-	-	30,000	-
合計		26,780,000	-	520,000	26,260,000	-

(注) 1. 平成16年度ストックオプション(1)のうち、6,000,000株は、権利行使期間の初日が到来しております。

2. 平成16年度ストックオプション(2)のうち、6,000,000株は、権利行使期間の初日が到来しております。

3. 平成16年度ストックオプション(3)、平成17年度ストックオプション、平成18年度ストックオプション、平成19年度ストックオプション(1)及び平成19年度ストックオプション(2)は、権利行使期間の初日が到来していません。

4. 平成16年度ストックオプション(3)、平成17年度ストックオプション、平成18年度ストックオプション及び平成19年度ストックオプション(1)の減少は、新株予約権の消滅によるものであります。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年5月23日 取締役会	普通株式	2,760	15	平成20年3月31日	平成20年6月10日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第50期中間会計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)			
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引			
該当事項はありません。			
2. オペレーティング・リース取引			
未経過リース料			
1 年内	906	百万円	
1 年超	1,394	百万円	
合計	2,300	百万円	

(有価証券関係)

第50期中間会計期間末（平成20年 9 月30日現在）

1 その他有価証券で時価のあるもの

区 分	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額(百万円)	差額 (百万円)
株式	7	20	13
その他	2,624	2,474	149
合 計	2,631	2,495	136

(注) 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当中間会計期末においてはその他投資有価証券について、249百万円の減損処理を行っております。

2 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

区 分	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	905	655	249
合 計	905	655	249

3 時価評価されていない主な有価証券の内容

区 分	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	3,780
関連会社株式	2,892
その他有価証券	
非上場株式	121
その他	100

(持分法損益等)

第50期中間会計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)	
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等	(単位：百万円)
(1) 関連会社に対する投資の金額	2,892
(2) 持分法を適用した場合の投資の金額	5,046
(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額	665

(ストックオプション等関係)

第50期中間会計期間(自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

第50期中間会計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)	
1 株当たり純資産額	224円31銭
1 株当たり中間純利益	10円84銭
なお、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、新株予約権の残高はありますが、非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので希薄化効果を算定できないため、記載しておりません。	

(注) 1 株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	第50期中間会計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)
中間純利益 (百万円)	2,002
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-
普通株式に係る中間純利益 (百万円)	2,002
普通株式の期中平均株式数 (千株)	184,569
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	平成16年度ストックオプション(1) 6,000,000株 平成16年度ストックオプション(2) 6,000,000株 平成16年度ストックオプション(3) 5,730,000株 平成17年度ストックオプション 2,990,000株 平成18年度ストックオプション 1,430,000株 平成19年度ストックオプション(1) 4,080,000株 平成19年度ストックオプション(2) 30,000株

(重要な後発事象)

第50期中間会計期間 (自 平成20年 4 月1日 至 平成20年 9 月30日)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (平成20年9月末現在)	事業の内容
みずほ信託銀行株式会社	247,231百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

< 再信託受託会社の概要 >

名称 : 資産管理サービス信託銀行株式会社

資本金の額 : 50,000百万円（平成20年9月末現在）

事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（資産管理サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (平成20年9月末現在)	事業の内容
日興コーディアル証券株式会社	100,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
マネックス証券株式会社	7,425百万円	
株式会社三菱東京UFJ銀行	996,973百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

株式会社三菱東京UFJ銀行は、募集の取扱いを行いません。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行いません。

(2) 販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行いません。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
平成20年3月18日	有価証券報告書
平成20年3月18日	有価証券届出書
平成20年9月18日	半期報告書
平成20年9月18日	有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成20年1月29日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 柴 毅
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 鳥 飼 裕 一
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている店頭株グロース・オープンの平成18年12月19日から平成19年12月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、店頭株グロース・オープンの平成19年12月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年1月29日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員

公認会計士 柴 毅

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている店頭株グロース・オープンの平成19年12月19日から平成20年12月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、店頭株グロース・オープンの平成20年12月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成19年6月28日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 柴 毅
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 鳥 飼 裕 一
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第48期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

- 1．重要な後発事象2．に、株式の取得に関する記載がある。
- 2．重要な後発事象4．に、新株予約権（ストックオプション）の発行に関する記載がある。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月23日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 柴 毅
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 鳥 飼 裕 一
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第49期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月18日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 柴 毅
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 辻 村 和 之
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第50期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。